

第1章 計画の基本的な考え方

○ 計画の性格

東京都犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

○ 支援の基本的な考え方（条例第3条に掲げる基本理念）

①個人としての尊厳の尊重 ②適切な支援と二次的被害への配慮 ③途切れることのない支援 ④相互の連携・協力による支援

○ 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5か年）

第2章 都内の犯罪被害者等を取り巻く現状

○ 都内における犯罪等の現状

- ・ 刑法犯認知件数、性犯罪認知件数は、近年増加
- ・ 男性と子供の性被害の認知件数（全国）も増加傾向

○ 都内における犯罪被害者等の現状

- ・ 犯罪被害後に心身の状況が変化（不眠や疲労、PTSD等）
- ・ 日常生活にも影響（人間関係が疎遠、自分を責める等）
- ・ SNS等による第三者からの二次的被害（誹謗中傷等）

犯罪被害者等の個々の事情に対応したきめ細かな支援を提供することが重要

第3章 施策の基本的な考え方

○ 目指すビジョン

「一人ひとりに寄り添った支援により、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現」

○ 基本的な方向・施策の柱

I 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

施策の柱1 総合支援体制の推進

施策の柱2 相談支援・情報提供の充実

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

II 犯罪被害者等を支える社会の形成

施策の柱4 都民の理解の増進

施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

第5期東京都犯罪被害者等支援計画（素案）の概要

第4章 具体的な施策

施策の柱1 総合支援体制の推進

基本的 施策

- ✓ 総合的な支援体制の推進
- ✓ 区市町村における支援体制の充実に向けた取組
- ✓ 緊急支援体制の推進

施策の柱2 相談支援・情報提供の充実

基本的 施策

- ✓ 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化
- ✓ 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化
(主な拡充事項)
 - ・ 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化
 - ・ 男性の性被害相談窓口を開設
 - ・ 性犯罪等被害者の状況に応じた医療機関との連携強化
- ✓ 犯罪被害者等への情報提供の充実
(主な拡充事項)
 - ・ 行政書士による犯罪被害者等への支援
- ✓ 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援
- ✓ 性犯罪等の被害に遭った子供への支援の充実

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

基本的 施策

- ✓ 経済的負担の軽減
(主な拡充事項)
 - ・ 遺児見舞金の給付
 - ・ 被害者参加制度における弁護士費用の支援
 - ・ 二次的被害防止・軽減対応における弁護士費用の支援
- ✓ 精神的支援の充実
- ✓ 日常生活への復帰支援
- ✓ 二次的被害・再被害の防止に向けた取組

施策の柱4 都民の理解の増進

基本的 施策

- ✓ 都民の理解の増進



施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

基本的 施策

- ✓ 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上
- ✓ 民間支援団体の活動支援
- ✓ 個人情報管理の徹底に向けた取組